

部の分掌事務

(子育て支援部)

課	係	分掌事務
子育て支援課	子育て支援係	・ 児童福祉の推進に関する企画及び調整に関すること。 ・ その他児童福祉に関すること。 ・ 私立幼稚園に関すること。 ・ 新制度移行幼稚園に関すること。 ・ 奨学資金に関すること。 ・ 部内他の課及び係に属しないこと。
	子育て支援推進係	・ 子ども条例に関すること。 ・ 子ども総合計画に関すること。
	児童館係	・ 児童福祉施設(保育所を除く。)の整備に関すること。 ・ 児童館に関すること。 ・ 放課後児童健全育成事業(児童館の事業として行われているものを除く。)に関すること。
	児童館運営移行準備係	・ 児童館・学童保育クラブの委託化に関すること。
	手当・医療係	・ 子ども手当に関すること。 ・ 児童手当及び児童育成手当に関すること。 ・ 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。 ・ ひとり親家庭等の医療費の助成に関すること。 ・ 子どもの医療費の助成に関すること。
	子育て世帯臨時特例給付金係 (手当・医療係長兼務)	・ 子育て世帯臨時特例給付金に関すること。
子ども家庭課	子ども家庭係	・ 母子生活支援施設に関すること。 ・ ひとり親家庭の自立支援に関すること。 ・ ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業に関すること。 ・ 子どもの権利擁護に関すること。 ・ 課内他の係に属しないこと。
	子ども家庭支援センター係	・ 子ども家庭支援センターに関すること

課	係	分掌事務
保育課	保育係	・ 区立保育所の運営管理に関すること。 ・ 私立保育所等への運営費補助（給付費）に関すること。 ・ 東京都認証保育所等への運営費補助に関すること。 ・ 認証保育所等保育料助成に関すること。 ・ 指定管理運営評価に関すること。
	保育指導担当係	・ 保育技術に関すること。 ・ 区立保育園の相談支援に関すること。 ・ 区立保育園第三者評価に関すること。 ・ 保育研修に関すること。 ・ 保育園事故に関すること。
	保育施設指導検査担当係 （保育計画係長兼務）	・ 地域型保育事業（小規模保育所等）の指導検査に関すること。
	保育施設利用係	・ 保育所等の利用調整（入所選考）に関すること。（福） ・ 保育所等の利用相談に関すること。（福） ・ 保育所等の利用者負担（保育料）に関すること。（福） ・ 家庭福祉員に関すること。 ・ 緊急一時保育に関すること。
保育計画課	保育計画係	・ 保育所の整備に関すること。 ・ 保育計画に関すること。 ・ 保育園民営化に関すること。 ・ 地域型保育事業（小規模保育所等）の整備・認可に関すること。

部の課題・重点施策

(子育て支援部)

事業名	内容
1 児童館・学童保育クラブの委託化の確実な推進 (子育て支援課)	行革計画に基づき、委託化のスケジュールを作成し確実に推進する。 〈運営委託開始時期〉 ・ 29 年度（中根小学童保育クラブ、宮前小学童保育クラブ） ・ 30 年度（烏森学童保育クラブ） ・ 31 年度（不動学童クラブ） ・ 34 年度（鷹番学童保育クラブ） ※上記委託開始 2 年前に事業者選定、1 年前引き継ぎのスケジュールを踏まえ、募集要項等を整備する。 【中根小内及び宮前小内学童保育クラブの委託化スケジュール】 保護者懇談会、運営委託事業者募集要項策定（～9 月）→事業者公募説明会、公募受付（10 月）→書類審査（10 月下旬）→ヒアリング、実地審査（11 月）→事業者決定（12 月）→引き継ぎ計画、引き継ぎ準備（1～3 月）→引き継ぎ（28 年度下期）
2 児童虐待の防止と権利の擁護 (子ども家庭課)	子ども達は、様々な悩みを抱えている。また、親などによる子どもの虐待が深刻な社会問題にもなっている。「すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される」と児童憲章（児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福を図るために定められた児童の権利宣言。1951 年〔昭和 26 年〕5 月 5 日）に謳われているように、すべての子どもが虐待を受けずに、そして、健やかに成長できるように図る必要がある。 そのため、区では、「子ども家庭支援センター」や「子どもの権利擁護委員」を設けている。 (1) 子ども家庭支援センター 児童虐待の相談・通報の窓口となり、要保護児童・要支援家庭の把握 と虐待の予防に努め、関係機

	関とも連携・協力して、子どもと子育て家庭を支援している。 (2) 子どもの権利擁護委員の設置 目黒区子ども条例に基づき、「子どもの権利擁護委員」(めぐろ はあと ねっと)を設置し、子どもの権利擁護委員(弁護士、臨床心理士)や相談員が、本人や保護者と一緒に解決に向け考え行動することで、いじめや差別、暴力など、子どもたちが抱える問題の解決を図っている。 (3) 児童相談所の区移管検討 区民に身近な区が、児童相談行政を一元的、総合的に担うことが望ましいことから、東京都との間で、児童相談所の23区への移管について協議を行っている。
3 区立保育園の民営化 (保育課・保育計画課)	平成25年4月に、区で運営している区立保育園19園のうち4園(中目黒、上目黒、東山、鷹番)について、平成34年度までに民営化する計画を策定した。 平成29年度に民営化を予定している1園目の中目黒保育園で保護者説明・意見交換を行い、現在、運営事業者の募集を行っている。 平成28年度に仮設園舎(守教)に移転することになり、現在地近隣からの送迎バス運行を予定している。運営体制の確保と人員配置が課題である。 なお、区立保育園の民営化については、平成20年度～24年度に指定管理者制度の導入による「公設民営化」を3園で実施しており、公設民営1園目の目黒保育園の指定管理期間(10年)が29年度末で満了するため、この期間更新も今後の課題となる。
4 認証保育所の認可化 に向けた支援 (保育課)	認証事業者については、新制度実施を踏まえて、5年間の間に認可に移行する意向を持っており、今年度早期に「認可化移行可能性調査」を委託により実施することとしている(受託業者は決定済み)。契約上は、移行計画書の作成期限は9月30日としている。 条件が整っている認証事業者であれば、最短で28年4月1日認可を目指して業務を進める。なお、認証保育所は0～2歳までの施設が多く、3歳以降の保育の保障をどうするか課題が残る。

	<スケジュール> 4/21 認証連絡会において事業説明 6月頃 個別調査(委託事業者と区担当者が同行) 9月末 移行計画書提出 10月 保護者説明(事業者) 必要に応じ整備工事実施(補助検討) 28年4月 認可移行
5 保育園待機児の解消 (保育計画課)	1 認可保育所の整備 目黒区では、平成21年4月開設から27年4月までに約1,200人の保育施設定員の拡大を図っている。定員拡大の中心は、保護者からの要望の強い認可保育所の整備においており、拡大数の6割以上は認可保育所の整備によるものである。 一方、就学前児童数の増(21年4月10,766人→26年4月12,307人=1,541人)と保護者の就労状況の変化等による要保育率の高まり(21年4月29.6%→26年4月34.0%=4.4ポイント増)から、待機児童数は、平成26年4月時点で247人となっており、待機児童の解消に向けて更なる整備に取り組んでいく必要がある。 また、27年度からは、子ども・子育て支援新制度が本格スタートしており、この新制度の下では、区は、地域の保育ニーズを調査した上で、ニーズに応じた保育施設定員を確保することが求められている。 昨年度策定した子ども総合計画には、この考え方に沿った施設整備の計画を盛り込んでおり、27年度からの新実施計画とも整合を取っている。 整備計画は、27年度から5年間にわたるものであるが、特に現在の待機児童の状況と国が29年度までを待機児童解消加速化プランの対象年度としていることから、特に前半3年間に集中的に取り組むこととし、28年4月に5園、29年4月に4園、30年4月に3園の新園整備を計画している。 整備手法には、区が区有地等を活用して事業者募集をするもの(国公有地整備型)と事業者が保育園として整備する賃貸物件を自ら選定して区に提案するもの(賃貸型)があり、5年間で整備数は合計で14園であるが、前者が8園、後者が6園の予定である。

2 地域型保育事業整備

当区の待機児童対策は、認可保育所の整備を基本として進めているが、実際の待機児童の8割以上が0～2歳児であることから、子ども・子育て支援新制度により創設された19人以下の少人数の単位で0歳～2歳児の保育を行う小規模保育事業等の地域型保育事業にも取り組んでいる。

新制度の開始となる本年4月の地域型保育事業の事業所数は、小規模保育事業所10施設であり、保育定員は計168人である。

今後の整備計画については、27年度に3園、28年度に3園の小規模保育事業所の整備を予定している。

小規模保育事業の課題としては、保育の質と3歳児以降の受け皿の確保が挙げられている。

保育の質の確保については、施設基準等について区が適切に指導するとともに、事業者に対して保育従事者中の保育士比率の向上を働きかけることなどにより取り組んでいる。

また、3歳児以降の受け皿については、制度開始から5年間の経過措置はあるが、早期に設定できるよう事業者と協議の上、取り組んでいく。

さらに、今後の課題としては、小規模保育事業以外の地域型保育事業である事業所内保育、訪問型保育等にも取り組んでいくことが必要である。既存事業者等との連携を図り、整備方法を検討していく。

保育所の整備計画（当該年の整備（翌年4月開設））

年度	認可保育所		小規模保育	
	整備数	定員増	整備数	定員増
27	5園	320人	3園	45人
28	4園	240人	3園	45人
29	3園	180人	—	
30	1園	60人	—	
31	1園	60人	—	
計	14園	860人	6園	90人